

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年09月28日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	茨城県
3. 市区町村名	境町
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	57-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.town.sakai.ibaraki.jp/page/page000629.html">http://www.town.sakai.ibaraki.jp/page/page000629.html</a>

執行機関名 境町長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	境町医療福祉費支給に関する条例(平成14年境町条例第24号)による医療福祉費の支給等に関する事務であって規則で定めるもの(母子家庭の母子、父子家庭の父子)
②番号法別表第1の項	37	
③番号法別表第2の項	57	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		境町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 第1の項 境町医療福祉費支給に関する条例(平成14年境町条例第24号)による医療福祉費の支給等に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童扶養手当法第1条	境町医療福祉費支給に関する条例(平成14年境町条例第24号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とする。	第1条 この条例は、妊産婦、小児、母子家庭の母子、父子家庭の父子及び重度心身障害者等の健康の保持増進を図るため、その医療費の一部を助成し、これらの者の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		<ul style="list-style-type: none"> <li>境町医療福祉費支給に関する条例(平成14年境町条例第24号)</li> <li>境町医療福祉費支給に関する条例施行規則(昭和51年境町規則第19号)</li> </ul>

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号	境町医療福祉費支給に関する条例第4条、境町医療福祉費支給に関する条例施行規則第3条及び第4条
②事務の内容	児童扶養手当法第6条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	境町医療福祉費支給に関する条例施行規則第3条及び第4条の医療福祉費受給者証の交付についての <u>審査に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号 ハ	境町医療福祉費支給に関する条例第5条、境町医療福祉費支給に関する条例施行規則第3条第3項第4号
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	手当支給児童に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	当該申請を行う者に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号 ニ	境町医療福祉費支給に関する条例第2条第3号第4号、境町医療福祉費支給に関する条例施行規則第3条第2項第2号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該請求を行う者又は当該者の配偶者若しくは当該者と生計を同じくする扶養義務者(当該者が養育者である場合は、当該者の生計を維持する扶養義務者)に係る市町村民税に関する情報	当該申請を行う者若しくはその者の配偶者又は当該申請を行う者の扶養義務者若しくは当該申請を行う者の配偶者の扶養義務者に係る市町村民税に関する情報